

## 防府市公共下水道使用料等に係る量水器設置要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市下水道条例（昭和52年防府市条例第46号）第17条第3項及び防府市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例施行規程（令和5年上下水道局規程第13号）第9条第1項第4号に規定する計測装置のうち水道水以外の水に係る使用水量の計測装置（以下「量水器」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(量水器の設置)

第2条 営業用に水道水以外の水を使用する場合は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が量水器を設置するものとする。

2 管理者は、量水器の設置及びその位置について、当該揚水設備の加工について権利を有する者（以下「権利者」という。）から別記第1号様式により承諾を得るものとする。

3 既に設置されている量水器で更新が必要と認めるものは、使用者と協議のうえ量水器の更新を行うこととする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日に防府市公共下水道使用料に係る井戸メーター設置要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

量水器設置承諾書

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

権利者 住所  
氏名

下記のとおり量水器を設置されることについて承諾します。

記

- 1 万一事情の変化等により量水器の位置を変更する事態が発生したときは、上下水道局及び関係者の承諾を得て、原因者の負担によって処置します。
- 2 量水器に損傷を与えた場合は、速やかに上下水道局へ連絡するとともに原因者の負担により復旧します。
- 3 量水器に伴う占用料は、無償とします。
- 4 量水器の適正な保管を行い、上下水道局が行う維持管理のための立ち入り等について協力します。
- 5 権利者\*に変更があったときは、新たに権利者になった者に承諾内容を承継させます。
- 6 設置場所  
防府市

---

<量水器設置位置>

\* 権利者とは、当該揚水設備の加工について権利を有する者をいう。